

ODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に関する  
年度協定（令和7年度）に係る変更協定（案）

東京都港湾局（以下「甲」という。）とODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会（以下「乙」という。）は、令和7年9月12日付けで締結したODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に関する年度協定（令和7年度）（以下「原年度協定」という。）の変更に関し、原年度協定第4条に基づき、「ODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に関する年度協定（令和7年度）に係る変更協定（以下「本協定」という。）」を締結する。

第1条

原年度協定第3条第2項を以下のとおり変更する。

（変更前）

乙は、甲に対して本事業の負担金の支払を請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときには、16,000,000円を限度とし請求金額を乙に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費については、乙の請求に基づき概算をもって支払うことができる。

（変更後）

乙は、甲に対して本事業の負担金の支払を請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときには、18,200,000円を限度とし請求金額を乙に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費については、乙の請求に基づき概算をもって支払うことができる。

第2条

原年度協定の別紙1「令和7年度事業計画」、別紙2「令和7年度予算書 負担金に係る収支」及び別紙3「令和7年度予算書 協賛金等に係る収支」について、別添のとおり変更する。

第3条

本協定に定めなき事項については、原年度協定の定めによるものとする。

甲及び乙は、本協定を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

令和8年2月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都

東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

ODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会  
委員長 若林 憲